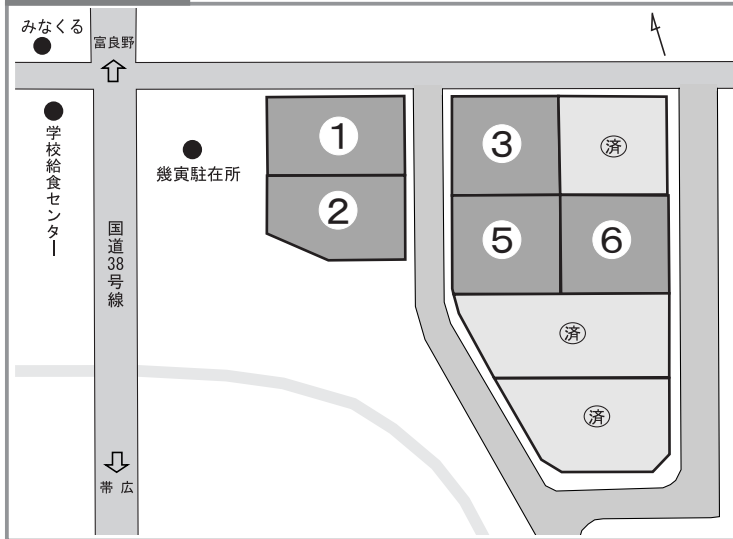


「住宅用分譲地」募集しています

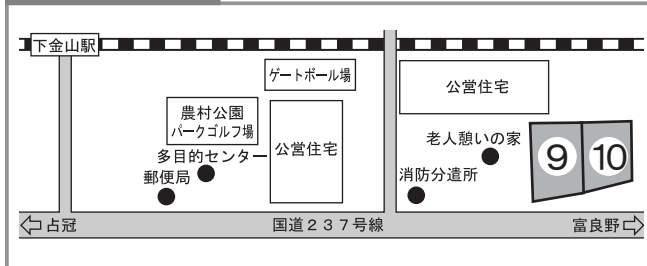
幾寅地区



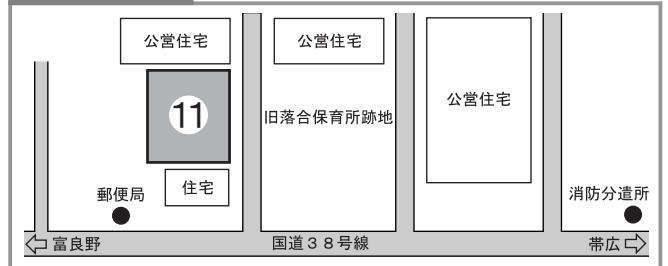
区画別分譲面積・価格一覧表

番号	面積(坪)	単価(㎡)	分譲価格
①	447.98㎡(135.5)	1,520円	680,000円
②	442.17㎡(133.8)	1,520円	672,000円
③	439.99㎡(133.1)	1,520円	668,000円
⑤	439.88㎡(133.1)	1,520円	668,000円
⑥	439.98㎡(133.1)	1,520円	668,000円
⑨	651.95㎡(197.3)	605円	394,000円
⑩	589.11㎡(178.2)	605円	356,000円
⑪	522.00㎡(157.9)	908円	473,000円

下金山地区



落合地区



募集要件

- ①分譲対象者
南富良野町在住者および居住希望者で、自ら居住する住宅を建築するための宅地を必要とする個人。
- ②購入条件
投機的取得および転売はできません。
- ③住宅建築年限
契約後、3年以内に住宅を建築できる方。
- ④買い戻し特約
5年間の買い戻し特約を登記し、3年以内に住宅を建築できなかった場合または契約を解除したときは、違約金として解約金額の10%を差し引いて、残金90%で買い戻します。



応募方法

- ①購入可能区画数
1世帯1区画のみです。
- ②購入申込み方法
役場企画課または巡回窓口車（やまびこ号）に備え付けております、「南富良野町住宅用分譲地購入申込書」により申込みください。ただし、申込者は、契約者、所有権移転登記者と同一人となります。
- ③購入希望区画の決定
購入希望区画の決定は、申込受付順となります。

契約条件

- ①区画別分譲地面積および分譲価格
「区画別分譲面積・価格一覧表」のとおり
- ②契約保証金
契約締結までに代金の10%相当額を納入していただきます。
- ③売買代金
契約保証金を差し引いた額を、3ヶ月以内に完納してください。ただし、3月の売買契約については、1ヶ月以内の納入期間となります。
- ④所有権移転登記
売買代金完納後、登記をします。
- ⑤その他
別に定める売買契約条項を満たす方



住宅建設に対する助成制度あります

町内に住宅を新築される方に対して、助成金を交付する制度もあります。くわしくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ

南富良野町役場 企画課企画振興係
〒079-2402 空知郡南富良野町字幾寅867番地
電話 0167-52-2115 F A X 0167-52-2922
E-mail
kikaku@town.minamifurano.hokkaido.jp
※町ホームページにも詳しく掲載していますのでご覧ください。
<http://town.minamifurano.hokkaido.jp>